

## 裁判官の任命手続の見直し 検討のたたき台(案)その1

## 第1 最高裁判所に設置する機関について

## 1 設置

最高裁一般規則制定諮問委員会(第1回)において、「最高裁判所に、下級裁判所の裁判官(以下、「裁判官」という。)の指名過程に關与する委員会(名称は未定。以下、「委員会」という。)を置くこと。」が確認された(最高裁判所一般規則制定諮問委員会関係資料・資料8-p1参照)が、どうか。

## 2 所掌事務等

- (1) 最高裁一般規則制定諮問委員会(第1回)において、「委員会は、(少なくとも)最高裁判所の諮問を受けて、裁判官として任命されるべき者を指名することの適否を審議し、その結果に基づき、最高裁判所に意見を述べること。委員会は、指名の適否について意見を述べるに当たっては、その理由を付することができること。」が確認された(最高裁判所一般規則制定諮問委員会関係資料・資料8-p1参照)が、どうか。
- (2) 最高裁一般規則制定諮問委員会(第1回)において、「委員会は、最高裁判所の諮問を受けて、上記の指名に関する事項(指名に当たっての選考基準等の一般的事項)を審議し、その結果に基づき、最高裁判所に意見を述べること。」が確認された(最高裁判所一般規則制定諮問委員会関係資料・資料8-p1参照)が、どうか。
- (3) 最高裁一般規則制定諮問委員会(第2回)において、「委員会の所掌事務として、指名候補者の推薦機能を持たせるべきか、さらに、任官希望者が委員会へ直接応募することとすべきかという点」(最高裁判所一般規則制定諮問委員会関係資料・資料5-p10参照)について、意見交換の後、委員長が、「大方の意見は、委員会に推薦機能を持たせる必要はない、任官希望者は指名権を有する最高裁に任官願を提出し、最高裁が指名権を行使する際、国民の意見を反映させるため、委員会に諮問することでよいということだと思われる。前回確認したとおり、希望者全員を諮問するのであれば、実質的に意見の相違はないと思われるので、今述べたような方向で暫定的に取りまとめたい。」と発言し、委員は異議なく了解している(最高裁判所一般規則制定諮問委員会関係資料・資料5-p12参照)が、「大方の意見」はど

うか。

- (4) 最高裁一般規則制定諮問委員会(第2回)において、最高裁の諮問方法について、「最高裁は意見を付さないで白紙の状態に諮問するということが確認されている(最高裁判所一般規則制定諮問委員会関係資料・資料5 - p12参照)が、どうか。
- (5) 最高裁一般規則制定諮問委員会(第2回)において、裁判官の定員と諮問・答申の方法について、委員長から、「裁判官の定員との関係で、任官希望者が採用可能数を上回る場合、どのような諮問又は答申をすべきか。諮問された人の適否に関する答申に止めるのか、委員会の意見を積極的に反映させるために段階的な評価などをするのかが問題になる。」(最高裁判所一般規則制定諮問委員会関係資料・資料5 - p12参照)との問題提起があり、意見交換の後、委員長が、「前回、委員会が指名の適否について意見を述べるに当たっては、その理由を付することができることを確認しているが、委員会で特段意見があれば、それを答申に盛り込むことによって運用上は十分機能するのではないかと思われる。したがって、委員会は適否のみの答申に止め、あとは定員政策上の問題もあるので、最高裁を信頼して任せる。そして、重要なことは、意見が異なる場合に、委員会にフィードバックする方法を確立することにより透明性を確保することであると思われるが、そのような取りまとめでよいか。」と発言し、委員は異議なく了解している(最高裁判所一般規則制定諮問委員会関係資料・資料5 - p13参照)が、どうか。

### 3 所掌事務に関連する事項

#### 4 委員会の組織、構成

#### 5 委員会の運営方法、権限等

## 第2 下部組織の設置について

### 1 設置

最高裁一般規則制定諮問委員会(第1回)において、「委員会に、下部組織を設置すること。」が確認されている(最高裁判所一般規則制定諮問委員会関係資料・資料8 - p5参照)が、どうか。

2 下部組織の機能、所掌事務

3 下部組織の組織、運営方法、権限等

### 第3 上記の機関に関するその他の事項について

(参考)

【司法制度改革審議会意見】

#### 第5 裁判官制度の改革

##### 2. 裁判官の任命手続の見直し

最高裁判所が下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名する過程に国民の意思を反映させるため、最高裁判所に、その諮問を受け、指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置すべきである。

同機関が、十分かつ正確な資料・情報に基づき、実質的に適任者の選考に関する判断を行いうるよう、例えば、下部組織を地域ブロックごとに設置することなど、適切な仕組みを整備すべきである。

現行制度において、下級裁判所の裁判官については、最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命することとされているが（憲法第80条第1項及び裁判所法第40条第1項。再任の場合を含む。）最高裁判所による指名過程は必ずしも透明ではなく、そこに国民の意思は及びえないこととなっている。こうした現状を見直し、国民の裁判官に対する信頼感を高める観点から、最高裁判所が下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名する過程に国民の意思を反映させるため、最高裁判所に、その諮問を受け、指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置すべきである。制度の整備に当たっては、次の諸点に留意すべきである。

- ・ 最高裁判所から同機関への諮問の方法は種々考えられるところであるが、同機関が適任者の選考に関する実質的な判断を行いうるよう十分な配慮がなされるべきである。
- ・ 裁判官の指名を受けようとする者に、同機関による選考の過程へのアクセスの機会を十分に保障するため、選考の基準、手続、スケジュールなどを明示することを含め、その過程の透明性を確保するための仕組みを整備するものとする。また、裁判官への任官希望者のすべてが、同機関の判断を経た上で、指名されるか否かを最高裁判所によって最終的に決定されるものとするべきである。
- ・ この機関が、十分かつ正確な資料・情報に基づき実質的に適任者の選考に関する判

断を行うことが可能となるよう、例えば、この機関に対して任官希望者に係る人事情報の収集、提供等を行う下部組織を地域ブロックごとに設置することなど、適切な仕組みを整備すべきである。なお、後記 3.の「裁判官の人事制度の見直し（透明性・客観性の確保）」に掲げた仕組みによる選考対象裁判官に係る評価については、同機関による選考のための判断資料としても活用されるものとする。

- ・ 設置の趣旨に照らし、同機関を公正で権威のある機関とするため、委員の構成及び選任方法については、中立性・公正性が確保されるよう十分な工夫を凝らすものとする。
- ・ 同機関による選考に関しては、個々の裁判の内容を審査の対象とはしないなど、裁判官の独立を侵すおそれのないよう十分に配慮されなければならない。
- ・ 司法権の独立の保持の観点から最高裁判所に裁判官としての適任者を指名させるものとした憲法の趣旨にかんがみ、同機関による選考の結果に係る意見が同裁判所を法的に拘束するものとはなしえないが、説明責任を果たすという観点から、同裁判所は、同機関による選考の結果、適任とされた者を指名しない場合にその者から請求を受けたときは、指名しない理由を本人に対して開示するものとする。また、同機関による選考の結果、適任とされなかった者に対して説明責任を果たすための適切な措置についても検討する必要がある。

## 【司法制度改革推進計画】

### 第5 裁判官制度の改革

#### 2 裁判官の任命手続の見直し

最高裁に、その諮問を受け、下級裁判所の裁判官として指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置するとともに、その機関が十分かつ正確な資料・情報に基づき適任者の選考に関する判断を行い得るように適切な仕組みを整備することについて、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。（本部）